

NAM SUNG SHIPPING CO., LTD. に対する安全勧告

(2011. 6. 24 安全勧告)

(コンテナ船 CARINA STAR 護衛艦 くらま 関門港関門航路門司埼付近
2009. 10. 27 発生 衝突事故)

本事故は、夜間、関門航路早鞆瀬戸付近において、潮流が約1.3～2.7knの南西流である状況下、CARINA STAR（以下「A船」という。）が東進中、くらま（以下「B船」という。）が西進中、A船が先行する貨物船QUEEN ORCHID（以下「C船」という。）の右舷側に接近していた態勢から、C船の左舷側を追い越そうとしたため、関門航路の右側を航行しているB船の前路に向けて航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

本事故において、A船がC船の左舷側を追い越そうとしたのは、英語の命令文であり、通信符号は海上保安庁関門海峡海上交通センター（以下「関門マーチス」という。）では制度化されていなかったため、使用されていなかったことなどから、単なる情報提供の通信ではなく強制的なものと思ったことによる可能性があると考えられる。

運輸安全委員会は、本事故調査の結果に鑑み、NAM SUNG SHIPPING CO., LTD. に対し、次の事項について検討し、必要な処置を講ずることを勧告する。

関門海峡通航時における追越し航法の具体的運用、関門マーチスとの緊密な連絡の確保方法及びAISの適切な利用方法を定め、乗組員の教育を実施すること。また、平成22年7月1日の港則法の改正を踏まえ、VTSと船長の関係及び通信符号について、正確に理解させるなど乗組員の教育を実施すること。